

## 災害対応等における学校への携帯電話持ち込み 可否についての生徒及び学生の意識

竹 内 和 雄  
安 東 茂 樹  
野 口 聡

### 1. はじめに

#### 1.1 小中学生の携帯電話の持ち込みに関する動向

2019年2月、文部科学大臣が閣議後記者会見で、「学校への携帯電話の原則持ち込み禁止についての通知の見直しの検討を始める」と話した。大臣の発言は、大阪府が小中学生の学校への携帯電話の持ち込みを一部認めると発表したことに端を発していると推察される。大阪府のこの発表は、大阪府北部地震が学校への登校時に重なり、児童生徒の安否を気遣う保護者の声の大きさに対応したものである。

児童生徒への影響が大きいため、連日、この問題はマスコミで大きく取り上げられた。上松（2019, p.386）は、「世論には賛否両論がある一方、先進国では学習に小学校低学年からBYOD（Bring your own device）で使うという事例もある。スマートフォンを持たせるならば、早急なりテラシー教育が必須となるであろう」と述べているが、ネットいじめ、ネット依存、高額課金、ネット上の出会い等、携帯電話やインターネット利用での子どもたちのトラブルは社会問題化しており、大きな議論を巻き起こした。

学校に携帯電話を持ち込むことについての正式な規定はこれまで定められていなく、2009年に文部科学省が通知した「小中学校持ち込み禁止、高等学校校内での使用禁止」をもとに自治体や学校は対応してきた。今後、小中学校において携帯電話の持ち込みに関する動向は注目されるが、社会の要請だけではなく、子どもたち自身はどのように考えているのかを含めた議論が求められる。

#### 1.2 学校への携帯電話持ち込み問題の背景

##### 1.2.1 大阪府の小中学校への携帯電話持ち込み禁止

2008年12月、大阪府知事は、大阪府の小中学校の携帯電話の持ち込みを禁止する方針を発表した。これまで携帯電話に関するルールはなかったため、全国的に注目を集めた。大阪府の方針は、当時の大阪の児童生徒の携帯電話の持ち込みの状況を反映している。当時の大阪は、小中学生は学校に持ち込んでいるのはまだ少なかったが、高校生のがんがりが学校に携帯電話を持ち込んでいた。そこで、携帯電話について「小中学校持ち込み禁止、高等学校校内使用禁止」とした。翌年1月、文部科学省初等中等教育局長名で「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（文部科学省、2009）を發出し、「小中学校持ち込み禁止、高等学校校内使用禁止」を通知した。結果として、大阪の方針を踏襲した形になった。携帯電話の持ち込みについては他に法律や条例等はない、この通知をもとに、全国の自治体や学校がルールを定めてきた。

なお、文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（文部科学省、2009）は、以下の通りである。

---

「学校における携帯電話の取扱いについて（通知）」（文部科学省初等中等教育局長）の一部抜粋

(1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(3) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記（1）及び（2）に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

---

通知の特徴は、「小中学校持ち込み禁止、高等学校使用禁止」を「原則」としている点である。小中学校においても、「携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情」がある場合の持ち込みを例外的に認め、さらに高等学校においても、「学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられる」としている。このように例外が存在する、緩やかな通知であったため、小中学校で校長等の判断で一部許可制を導入している場合や、高等学校で持ち込みを禁止している場合もある等、これまでは実態にかなり地域差があったことも事実である。

### 1.2.2 2018年大阪府北部地震を契機とした携帯電話持ち込みの見直し

2018年6月、大阪北部地震が発生した。登校時間に起きたため、保護者が不安は大きかった。2018年10月、大阪府議会で学校への携帯電話持ち込み問題が議論された。大阪府教育庁は、子どもたちの登下校時の安全のため、次年度から登下校時に一部解禁する方向を示し、2019年2月大阪府ガイドライン素案発表した。それは、携帯電話の学校への持ち込みを原則禁止から、登下校の安全確保のため解禁する方向を打ち出したものである。校内では災害等、校長が認める以外は使用禁止とし、児童生徒はカバンの中で保管することを素案とした。翌日、文部科学大臣が閣議後記者会見で、「携帯電話の持ち込み原則禁止の見直しの検討をはじめ」旨の発言をした。多くのマスコミが報道し、社会問題化した。3月、素案を基本的に踏襲した大阪府ガイドライン発表された。そして、部分的にすぐ解禁するのではなく、2019年度の1年をかけて各自治体や学校がどう対応するかを決定することとなった。

### 1.2.3 先行研究

坂田（2008）は学校への携帯電話持ち込み等に関するトラブルについての警鐘を鳴らし、小林（2003）は携帯電話の持ち込みについての教員等の意識の差異を述べているが、災害や事故等、特別な状況での持ち込み問題には触れられていない。今回の大阪の持ち込み問題のきっかけになった大阪府北部地震が子どもたちの登校時間帯に重なったことから、青少年の携帯電話の取り扱い方やその意識について、生徒及び学生自身の考えを把握しておく必要性が示唆された。

## 2. 研究の目的

前述の背景を踏まえ、本研究では、災害対応等における学校への携帯電話持ち込み可否を当事者である生徒及び学生自身がどのように捉えているかを明らかにすることを目的とする。

学校への携帯電話持ち込み問題は、社会全体へ与える影響の大きさにも関わらず、これまで論じられることが少なかった。本研究によって、携帯電話の持ち込み問題の今日的意義を明らかにすることができ、さらに課題を明確にすることは、今後のこの問題を論じる際に意味深いと考える。突発的な災害や事件発生等は、いかなる場所でも起こりうることで、学校への携帯電話持ち込み可否の問題意識を追求することは、緊急の課題であり、意義があると位置づけ取り組んでいる。

## 3. 研究の方法

### 3.1 調査対象

本研究の調査対象は、中学生、高校生、大学生である。調査地域を大阪府、兵庫県、群馬県として実施した。これらの地域の選定は、著者らの勤務校や居住地域を選んだものであり、恣意的に選択したものではない。本調査は、2019年9月～10月に実施し、回収した935件（中学生507件、高校生182件、大学生146件）のデータを分析対象とした。

### 3.2 調査内容

携帯電話持ち込みに関して、これまでの経緯をまとめ、これからの方向性と課題を見つけるために、調査用紙を作成し実施した。設問1は災害時、設問2は事件発生時、設問3は平常時における携帯電話の持ち込みを問う設問である。設問1は「大地震等の災害時に、小学生、中学生、高校生は、それぞれ携帯電話を学校へ持ち込んで良い」、設問2は「近隣での殺人事件等発生時、小学生、中学生、高校生は、それぞれ携帯電話を学校へ持ち込んで良い」、設問3は「平常時、小学生、中学生、高校生は、それぞれ携帯電話を学校へ持ち込んで良い」について調査した。設問ごとに、「1. 思わない」「2. あまり思わない」「3. 少し思う」「4. 思う」の4件の選択肢で質問した。

## 4. 結果と考察

調査前に予想していた以上に、「携帯電話を学校に持って行って良い」と回答する生徒が多い結果であった。「大地震等の災害が生じた時（以下、災害時）」「近隣での殺人事件等の発生時（以下、事件時）」は、すべての回答で、「思わない」を1、「あまり思わない」を2、「少し思う」を3、「思う」を4として、その平均が3以上になった。近年、日本は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、西日本豪雨災害等、大きな災害を経験してきた。そこには、地震や台風、大雨で大きな被害が報告されている。また、2019年5月、神奈川県川崎市で登校中の小学生が殺傷されるという痛ましい事件が起きている。これらの背景が影響し、生徒や学生の意識に影響を及ぼしていると推察される。一方、平常時については、どの校種についても慎重な考えや意識が概観された。

### 4.1 校種による携帯電話持ち込みに関する意識

災害時、事件時に関して携帯電話の持ち込みについて、中学生、高校生、大学生ともに、ほとんどが「持っても良い」と判断している。しかし、中学生、高校生、及び大学生は、回答者の年代によっては、携帯を持っていても良いと判断する意識の強さに差異が認められる。

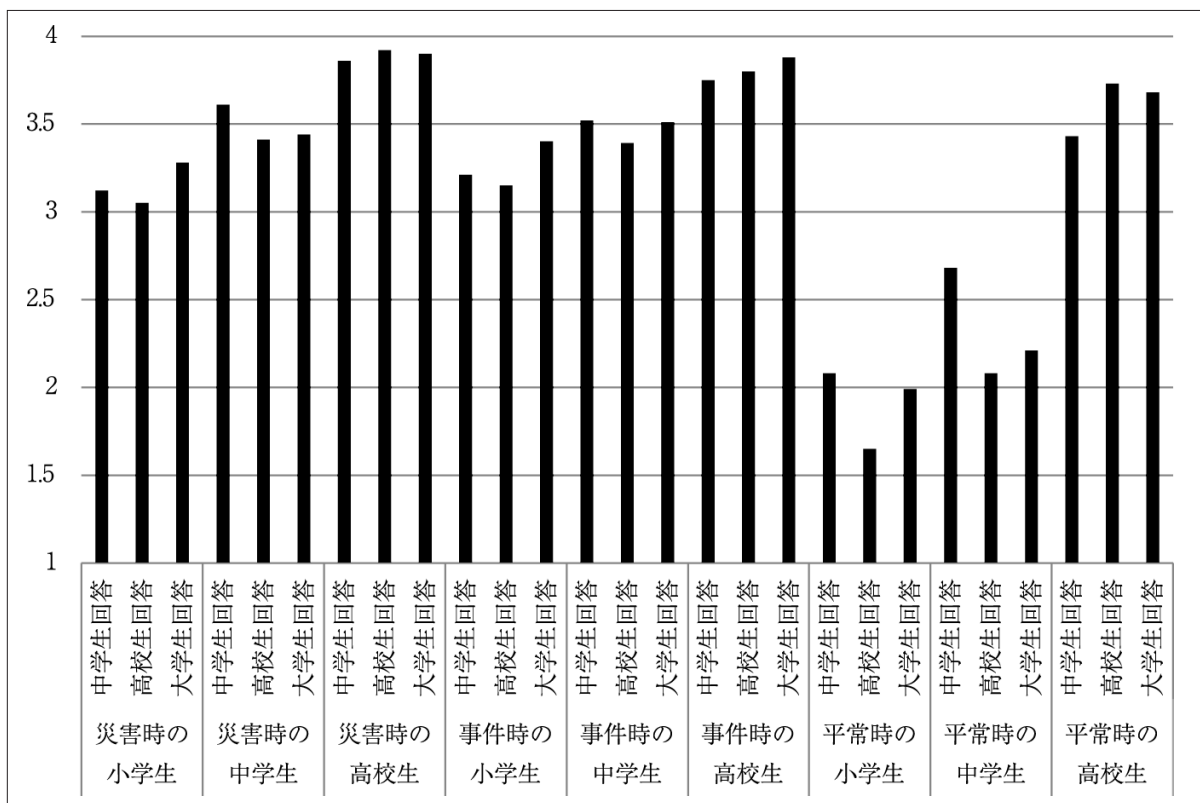


図1 状況別、校種別携帯電話の持ち込みに関する意識

まず、表1及び表2の結果から、災害時の携帯電話の持ち込みについて検討を加える。「小学生の災害時の携帯電話の持ち込み」について、中学生、高校生、大学生の回答者の間に、有意な差は見られなかった。「中学生の災害時の携帯電話の持ち込み」について、回答者群間で差のあることが分かった ( $F(2,832)=5.69, p<.01$ )。多重比較の結果、中学生と高校生間に、有意な差が見られた。「高校生の災害時の携帯電話の持ち込み」について、中学生、高校生、大学生の回答者の間に、有意な差は見られなかった。

「小学生の災害時の携帯電話の持ち込み」については、災害時に危険に最も巻き込まれる可能性が高いのが小学生であるため、小学生の持ち込みについては校種を問わず、同じような認識に至っているのではないかと推察される。「中学生の災害時の携帯電話の持ち込み」について、中学生と高校生に優位な差があるのは、中学生自身が自分達には必要だと考えているが、高校生は、自分達より下の年代であるため、「まだ早い」と考えていることが推察される。「高校生の災害時の携帯電話の持ち込み」に優位な差が見られなかったのは、高校生は平常時から学校に持って行っているが一般的なため、中学生、高校生、大学生、すべての年代で認めているのであろう。

次に、事件時の携帯電話の持ち込みについて検討を加える。「小学生の事件時の携帯電話の持ち込み」について、中学生、高校生、大学生の回答者の間に、有意な差は見られなかった。「中学生の事件時の携帯電話の持ち込み」について、中学生、高校生、大学生の回答者の間に、有意な差は見られなかった。「高校生の事件時の携帯電話の持ち込み」について、回答者群間で差があることが分かった ( $F(2,832)=3.37, p<.05$ )。多重比較の結果、中学生、大学生の回答者の間に、有意な差が見られた。

「小学生の事件時の携帯電話の持ち込み」については、災害時同様、危険に最も巻き込まれる可能性が高いのが小学生であるため、小学生の持ち込みについては中学生、高校生、大学生のすべてが認めていることが推察される。「中学生の事件時の携帯電話の持ち込み」については、今回提示した事件が殺人事件であったため、危険性が高いので、中学生についても、中学生、高校生、大学生すべてで持ち込みを認めていると考えられる。不審者情報等、もう少し危険性の低い状況下では、異なる結果になったかもしれない。「高校生の事件時の携帯電話の持ち込み」については、中学生は高校生が自分達より年齢が高く、危険性が低いと判断したと推察される。

最後に、平常時の携帯電話の持ち込みについて検討を加える。「小学生の平常時の携帯電話の持ち込み」について、回答者群間で差があることが分かった ( $F(2,832)=10.57, p<.01$ )。多重比較の結果、中学生と高校生の回答者の間、高校生と大学生の回答者の間に、有意な差が見られた。「中学生の平常時の携帯電話の持ち込み」について、回答者群間で差があることが分かった ( $F(2,832)=23.39, p<.01$ )。多重比較の結果、中学生と高校生の回答者の間、中学生と大学生の回答者の間に、有意な差が見られた。「高校生の平常時の携帯電話の持ち込み」について、回答者群間で差があることが分かった ( $F(2,832)=10.77, p<.01$ )。多重比較の結果、中学生と高校生の回答者の間、中学生と大学生の回答者の間に、有意な差が見られた。

以上から、「小学生の平常時の携帯電話の持ち込み」については、年齢の近い中学生の方が高校生よりも認めている。中学生の方が高校生よりも多くが小学生時代に携帯電話を使っていたことが、小学生の持ち込みに影響を与えている可能性が考えられる。大学生の方が高校生より認めているのは、年齢がより離れているため、危険に巻き込まれやすいと考えているからであろう。「中学生の平常時の携帯電話の持ち込み」については、中学生が自分達の持ち込みを最も認めている。「自分達は大丈夫」と経験上感じているからであろう。「高校生の平常時の携帯電話の持ち込み」についても、高校生が自分達の持ち込みを最も認めている。これも「自分達は大丈夫」と経験上感じているからであろう。

表1 校種別、状況別携帯電話の学校持ち込みの意識

記述統計

		平均値	標準偏差
小学生は、災害時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.12	1.103
	高校生の回答	3.05	1.101
	大学生の回答	3.28	.988
中学生は、災害時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.61	.726
	高校生の回答	3.41	.867
	大学生の回答	3.44	.886
高校生は、災害時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.86	.448
	高校生の回答	3.92	.313
	大学生の回答	3.90	.318
小学生は、事件時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.21	1.043
	高校生の回答	3.15	1.043
	大学生の回答	3.40	.898
中学生は、事件時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.52	.811
	高校生の回答	3.39	.877
	大学生の回答	3.51	.807
高校生は、事件時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.75	.563
	高校生の回答	3.80	.463
	大学生の回答	3.88	.388
小学生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	2.08	1.150
	高校生の回答	1.65	.877
	大学生の回答	1.99	1.003
中学生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	2.68	1.206
	高校生の回答	2.08	1.016
	大学生の回答	2.21	1.069
高校生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って 良い	中学生の回答	3.43	.968
	高校生の回答	3.73	.555
	大学生の回答	3.68	.653

表2 その後の検定 (多重比較 Tukey HSD)

従属変数	校種	校種	有意確率
小学生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.789
		大学生	.240
	高校生	大学生	.146
中学生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.010*
		大学生	.051
	高校生	大学生	.952
高校生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.269
		大学生	.535
	高校生	大学生	.951
小学生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.757
		大学生	.127
	高校生	大学生	.072 †

中学生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.169
		大学生	.987
	高校生	大学生	.411
高校生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.517
		大学生	.030*
	高校生	大学生	.395
小学生は、平常時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.000**
		大学生	.627
	高校生	大学生	.015*
中学生は、平常時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.000**
		大学生	.000**
	高校生	大学生	.570
高校生は、平常時、学校に携帯電話を持って 行って良い	中学生	高校生	.000**
		大学生	.006**
	高校生	大学生	.840

† p<.10 ; \* : p<.05 ; \*\* : p<.01

#### 4.2 性別による携帯電話持ち込み年代の比較

表3及び図2より、災害や事件等のトラブルときに、携帯電話を所持しても良いという気持ちに男女の性差に関係なく、3ポイント（「少し思う」）以上で、学校への持ち込みを良いと考えている。

女子は、小学生の災害時に携帯電話を持ち込んでも良いという気持ちが、男子よりも高くなる有意傾向が見られる（ $t(704.25)=2.00, p<.10$ ）。女子は、高校生になると日常的に携帯電話を持ち込んでも良いという気持ちが、男子よりも有意に強い（ $t(676.35)=2.91, p<.01$ ）ことが分かる。今の学校では、女子は、痴漢や連れ去り等の危険を強調されることが男子より多い。実際の被害も女子が多いことが各種の資料からわかる。このあたりが、女子の回答に影響をあたえているのではと推察される。

表3 性別、状況別学校への携帯電話持ち込みへの意識

グループ統計量

	性別	Mean	SD	自由度	t 値	有意確率
						(両側)
小学生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.04	1.164	704.246	-1.997	.051 †
	女子	3.20	1.018			
中学生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.54	.802	833	.050	.960
	女子	3.54	.786			
高校生は、災害時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.85	.493	564.856	-1.676	.094 †
	女子	3.90	.316			
小学生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.17	1.079	833	-1.568	.117
	女子	3.28	.975			
中学生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.50	.831	833	.258	.796
	女子	3.48	.823			
高校生は、事件時、学校に携帯電話を持って 行って良い	男子	3.76	.553	707.670	-1.155	.249
	女子	3.80	.487			

小学生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って良い	男子	2.03	1.181	690.829	1.241	.215
	女子	1.93	1.004			
中学生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って良い	男子	2.53	1.229	727.727	1.397	.163
	女子	2.42	1.130			
高校生は、平常時、学校に携帯電話を持って行って良い	男子	3.44	.940	676.346	-2.906	.004*
	女子	3.62	.775			

† p<.10 ; \* : p<.05 ; \*\* : p<.01

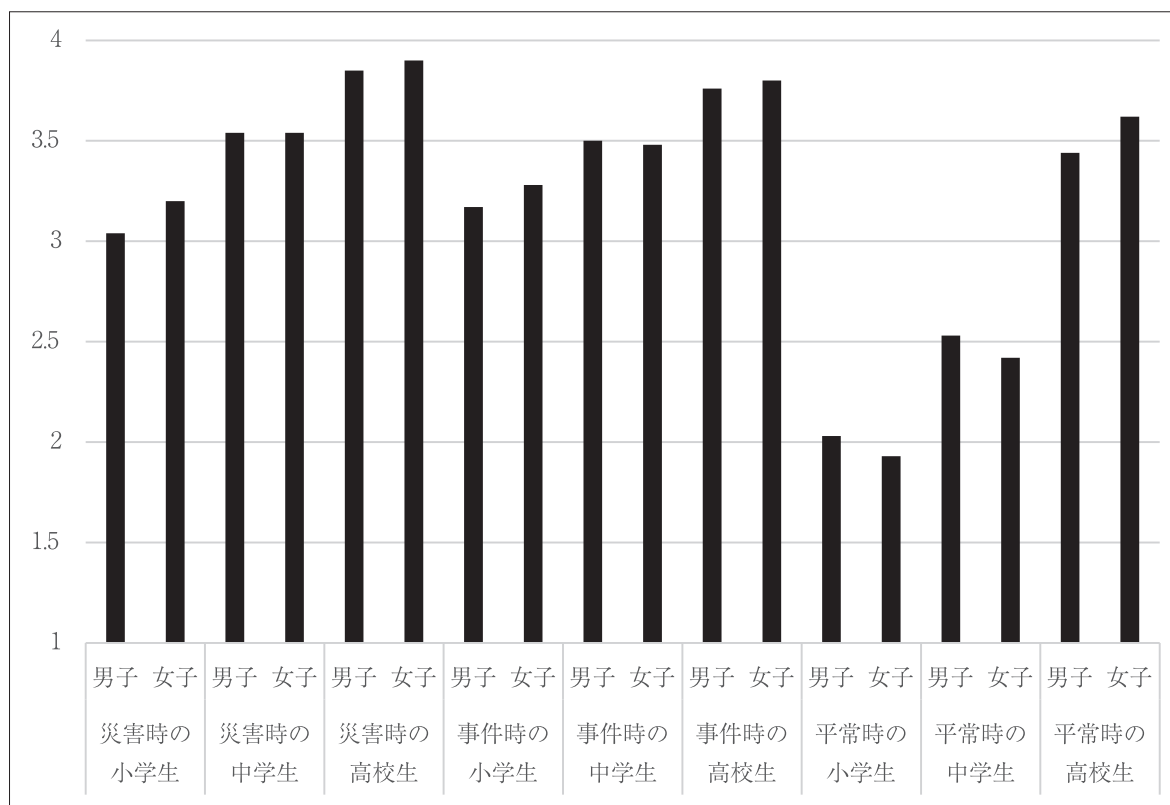


図2 状況別、性別携帯電話の持ち込みに関する意識

## 5 総合考察

本研究を通して、「災害時」「事件時」については、どの校種でも「学校への携帯電話の持ち込み」を良いとする傾向の強いことがわかった。生徒たちは、携帯電話のもつ「防災」や「危険回避」に対する有用性に気づいている。携帯電話の持つ、大きなメリットを判断要因にしていると考えられる。前述の通り、児童生徒の登下校時に自然災害や事件事故が多発していることも大きく影響していることが推察される。

特筆すべき特徴は、自分の属する校種から「学校に携帯電話を持ち込んで良い」とすることである。子どもたち自身は、自分達のこれまでの経験を踏まえて判断していると考えられる。一方で、自分の校種より前段階、すなわち高校生は中学生段階を、大学生は高校生段階を「持ち込んで良い」とする回答が少なくなる傾向にある。特に、日常的な持ち込みに関して、自分の属する校種と、それ以前の校種間に有意な差が見られる。生徒及び学生のこれまでの生育経験から判断しているのだろう。



携帯電話の所持が低年齢化しているため、中学生の多くが小学生から携帯電話を所持していた。一方、大学生は小学校時代に携帯電話を所持していたのは、まだ一部の児童であった。このことが、結果に反映されていると考えられる。そう考えると、いつから携帯電話を所持したかによって、意識がどう変容するかを調べる必要がある。今後の研究の方向性だと思われる。

今回の研究では、「災害時」「事件時」と「平常時」に大きな違いがあった。今回提示した状況が「大地震」や「殺人事件」等、極端なものであったことが影響しているのかもしれない。もう少し、一般的な状況を提示すると回答に違いが生じる可能性がある。これも今後の研究の課題としたい。

今回の研究目的は、「災害時」「事件時」の携帯電話の学校持ち込みについて、青少年の意識を調べることがであったが、それだけでなく、青少年の意識が携帯電話の所持の低年齢化等によって変化しつつあることが分かった。今の中学生が大学生になる頃には、また状況が変化している可能性が考えられる。今後も引き続き、研究を続けていかなければならないと考えている。また、今回は調査項目に加えなかったが、携帯電話の使用頻度によって、学校への携帯電話の持ち込みへの意識が違ってくことも想定される。併せて今後の課題としたい。

## 参考・引用文献

- 1) 安達 内美子：小学校5年生時と中学2年生時における家庭での“食事の楽しさ”と関連要因 ―愛知県N中学校区での反復調査―，名古屋学芸大学健康・栄養研究所年報(9)，pp.1-13，2017.
- 2) 上松 恵理子：学校へのスマートフォン持ち込み禁止見直し議論の背景，情報処理 60(5)，pp.386-388，2019.
- 3) 尾崎 拓郎：BYOD化を意識した普通講義室授業のデジタル化への試み，情報処理学会情報教育シンポジウム論文集 2017(31)，pp.196-201，2017.
- 4) 小林 繁：高校への携帯電話の持ち込みについて ―校長・教頭と教員志望学生の意識の違い，月刊生徒指導 33(5)，pp.38-41，2003.
- 5) 小林 繁：学校への携帯電話の持ち込み調査結果 教職志望学生の意識，週刊教育資料(789)，p.8，2003.
- 6) 坂田 仰：事例で考える 実践教育法規セミナー(38)携帯電話・ネットをめぐるトラブル ―校内への持ち込み規制・学校裏サイト，総合教育技術 63(2)，pp.92-95，2008.
- 7) 佐々木 卓代：IT利用が父母の夫婦関係と子育て関与に及ぼす影響，生活社会科学研究 (19)，pp.45-57，2012.
- 8) 高橋 暁子：管理職必携 安心・安全の新常識 子どもと携帯電話上手に付き合う方法(上) 校内持ち込みはどう対応すべきか？ 週刊教育資料，pp.18-19，2013.
- 9) 中野 美佳・藤田 美佐緒・高市 幸造・石部 和人・島田 勝浩・太田 容次：知的障害特別支援学校における児童生徒の携帯電話利用の実態と教員の意識に関する一考察，日本情報教育学会年会論文集 25，日本情報教育学会，pp.250-253，2009.
- 10) 西田 光昭：基調講演 携帯電話の正しい使用法の指導と実践（平成21年度 目白大学 夏季公開講座 学校への携帯電話持ち込み禁止を考える），人と教育(4)，pp.90-96，2010.
- 11) 野間 俊彦・西田 光昭・原 克彦：ディスカッション（平成21年度 目白大学 夏季公開講座 学校への携帯電話持ち込み禁止を考える），人と教育 (4)，pp.97-105，2010.
- 12) 服部 伸一・野々上 敬子・門田 新一郎：小学生の健康状況と情報機器の使用および生活時間との関連について，小児保健研究 67(2)，pp.357-366，2008.
- 13) 前嶋 匠：ディベートを通して思考力・判断力・表現力を育む情報モラル教育の実践--「高校への携帯電話の持ち込み禁止問題」を事例に，教材学研究 21，pp.157-164，2010.
- 14) 三坂 彰彦：教育問題法律相談(No.264)校則での携帯電話持ち込み禁止と違反の場合の対応，週刊教育資料，p.31，2014.

- 15) 文部科学省初等中等教育局長：学校における携帯電話の取扱い等について（通知），文部科学省，20 文科初第 1156 号，2009.1.30.